

大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等の除却を行う者に対し交付する大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 木造又は鉄骨造の住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。以下同じ。）であること。

イ 市長が別に定める基準により、周辺の住環境を阻害していると判定されていること。

ウ 市長が別に定める基準により、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し（倒壊した場合を含む。以下同じ。）、建築物でなくなった住宅を含む。）と同等であると判定されていること。ただし、故意に破壊等をしたものを除く。

(2) 準老朽危険空き家等 空家等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 木造の住宅であること。

イ 市長が別に定める基準により、周辺の住環境を阻害していると判定されてい

ること。

ウ 市長が別に定める基準により、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に係る判定において、評点の合計が80点以上100点未満と判定されていること。ただし、故意に破壊等をしたものを除く。

エ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

オ 大分市住宅耐震化総合支援事業補助金交付要綱（平成20年4月16日施行）第4条第1項に規定する耐震診断支援事業に基づく耐震診断をしたものであって耐震診断の結果の評点が0.7未満のもの、住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）別添の旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断できるもの又は市長が適当と認める方法を用いた耐震診断の結果の数値が、市長が別に定める基準未満のものであること。

(3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等（以下「老朽及び準老朽危険空き家等」という。）の所有者その他これを管理すべき者（法人を除く。以下「所有者等」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 本市の市税に滞納がないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

(補助対象物件)

第4条 補助金の交付の対象となる老朽及び準老朽危険空き家等（以下「補助対象物件」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に所在し、かつ、補助対象者が所有し、又は管理しているもの
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。（ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者から除却の同意がある場合は、この限りでない。）

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 敷地内の補助対象物件全てを除却する工事であること。ただし、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない工作物として市長が認めるものは、残置することができる。
- (2) 補助対象者が請負契約（契約の相手方が解体工事業者の登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録をいう。）を受けている者又は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者であるものに限る。）を締結して行う工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 他の同種の補助金等の交付を受けて行うもの
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者が工事に関与するもの
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による措置命令を受けて行うもの

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(事前申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめその所有し、又は管理する建築物等が補助対象物件に該当するか否かについて、市長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

(1) 所有者等であることを証する書類

(2) 敷地内の建築物等位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、実態調査及び内容審査を行い、補助対象物件に該当するか否かを判定し、補助金交付対象判定通知書（様式第2号）により事前申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定により補助対象物件に該当する旨の判定を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市税完納証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 工事費の見積書の写し

(3) 建築物等の位置図及び配置図

- (4) 被災証明書（災害により著しく損壊し、建築物でなくなった場合に限る。）
- (5) 建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し（準老朽危険空き家等の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、所有者等が複数いるときは、前項の規定による申請をした者（以下「交付申請者」という。）に対し、補助対象工事に係る同意書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第10条 補助金交付決定通知を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の変更申請については、前条の規定を準用する。

（工事の着手）

第11条 工事の着手は、第9条の規定による交付決定を受けた後に行わなければならない。

（工事の中止）

第12条 補助事業者は、工事を中止しようとするときは、あらかじめ工事中止届（様式第7号）に補助金交付決定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付決定の日の属する年度の 1 月末日（やむを得ない事情があると市長が認める場合は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日）のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、確認審査を受けなければならない。

- (1) 工事の請負契約書の写し
- (2) 工事費の領収書の写しその他補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 除却工事に係る写真（施工前後及び施工状況のわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第 14 条 市長は、前条の完了報告について、交付決定の内容、補助の条件等と適合しないと認めるときは、是正措置指示書（様式第 9 号）により是正のための措置を補助事業者に指示するものとする。

2 補助事業者は、前項の指示に基づく是正措置が完了したときは、是正措置完了届（様式第 10 号）により市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 15 条 市長は、第 13 条の完了報告又は前条第 2 項の是正措置完了届を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付

の決定を受けたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱に規定する様式 of 用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
老朽危険空き家等 （災害により著しく損壊し、建築物でなくなった住宅以外の場合）	補助対象物件の除却に要する費用（補助対象物件の床面積 1 m ² 当たりの除却工事費用基準額に延床面積を乗じて得た額を上限とする。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	100万円
老朽危険空き家等 （災害により著しく損壊し、建築物でなくなった住宅の場合）	補助対象物件の除却に要する費用（敷地内の補助対象物件全てを除却する工事にあつては、補助対象物件の床面積 1 m ² 当たりの除却工事費用基準額に延床面積を乗じて得た額より算出した額を上限とする。）、応急措置等に要する費用		10万円
準老朽危険空き家等	補助対象物件の除却に要する費用（耐震改修等に要する費用相当額を上限とする。）	補助対象経費に100分の23を乗じて得た額	50万円

備考

- 「除却工事費用基準額」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める基準額をいう。
- 除却工事費用基準額は、この補助金の交付決定をした時点における国土交通大臣が定める基準額を使用する。
- 「耐震改修等に要する費用相当額」とは、国土交通省が制定した社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年4月1日施行）附属第Ⅲ編国費の算定方法イー16-(12)①3三ハに規定する額をいう。
- 耐震改修等に要する費用相当額は、この補助金の交付の決定をした時点

における国土交通大臣が定める額を使用する。

- 5 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

殿

[illegible]

補助金交付対象判定通知書

殿

大分市長



年 月 日付け事前調査申請のあった建築物等について、次のとおり判定したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

判定結果	大分市老朽危険空き家等除却促進事業における 〔・老朽危険空き家等に該当する ・準老朽危険空き家等に該当する ・補助対象物件に該当しない〕と判定する。	
判定内容等		
判定した 建築物等	所在地	
	構造	
	規模	

年 月 日

補助金交付申請書

大分市長

殿

〒

申請者 住所

氏名

電話

大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

建築物等の所有者	
申請者と所有者の続柄	☐ 本人 ☐ 相続関係者 ☐ その他（ ）
建築物等の所在地	
建築物等の構造等	
申請の種類	☐ 老朽危険空き家等 ☐ 準老朽危険空き家等
工事着工予定日	
工事完了予定日	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

殿

大分市長 

年 月 日付けで申請があった補助金については、次のとおり交付することを決定したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助金交付決定額	老朽危険空き家等	円
	準老朽危険空き家等	円
建築物等の所在地		
建築物等の構造等		
補助の条件等		

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

補助金不交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請があった補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

不交付の理由

年 月 日

補助金交付変更申請書

大分市長 殿

〒

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助金に係る事業について、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり補助金に係る事業の内容の変更を申請します。

変更理由		
事業の内容の変更による補助金の交付申請額	円	
変更する事業の内容	変更前	変更後
添付書類		

年 月 日

工事中止届

大分市長

殿

〒

届出者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金に係る除却工事を中止したいので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

建築物等の所在地		
中止の理由		
中止に係る工事の内容 及び金額	工事の内容	
	交付決定額	円
添付書類	補助金交付決定通知書	

年 月 日

工事完了報告書

大分市長 殿

〒

報告者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金に係る工事が完了したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により報告します。

建築物等の所在地	
建築物等の所有者	
申請者と所有者の続柄	☐ 本人 ☐ 相続関係者 ☐ その他（ ）
申請の種類	☐ 老朽危険空き家等 ☐ 準老朽危険空き家等
工事着工日	
工事完了日	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

是正措置指示書

殿

大分市長 印

年 月 日付け工事完了報告書について、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により次のとおり是正するよう指示します。

是正措置を指示する事項	
-------------	--

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

是正措置完了届

大分市長

殿

〒

届出者 住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で是正措置の指示を受けた事項の是正措置が完了したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

是正措置事項	
添付書類	

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

補助金額確定通知書

殿

大分市長 印

次のとおり補助金の額を確定したので、大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

建築物等の所在地	
確定補助金額	円
交付の条件	

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

大分市長 殿

〒
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号の補助金額確定通知に基づき、大分市
老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 6
条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額	円
------------	---

2 振込先	
金融機関名	
支 店 名	
種 類	普通 当座
口 座 番 号	
口 座 名 義	(フリガナ)

様式第 1 3 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

補助金交付決定取消通知書

殿

大分市長 印

大分市老朽危険空き家等及び準老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定により次のとおり補助金の交付を取り消します。

取消しの理由